

令和4年度 公益財団法人大分県スポーツ協会 第4回理事会

日時：令和5年3月16日（木）10時30分～

場所：大分県庁舎新館14階 大会議室

理事

出席者 麻生 益直 岡本天津男 佐保 宏二 赤坂 耕 加藤 寛章
(16名) 佐藤 重徳 土谷 忠昭 松本 悠輝 石井 幸美 衛藤 賢
宍戸 美代 末吉 新治 竹井 信之 羽田野明美 日名子真由美
松本 光泰

欠席者 大野 隆久 相馬 尊重 穴井 隆信 大場 俊二 西川 幸宏
(14名) 牧 和志 村田 潤 石川 義隆 川野 眞司 工藤 直樹
佐藤 彰倫 洲 雅明 豊田 正順 山田 昌信

監事

出席者 村上 幸生 香下 秀美
(2名)

議事録作成者 専務理事 佐保 宏二

資格確認 押田総務部長が出席理事16名で、定数の過半数であることから、本会定款第36条により、本会が成立することを報告した。

1 開式のことば

押田総務部長が開会のことばを述べた。

2 あいさつ

公益財団法人大分県スポーツ協会麻生益直会長があいさつを述べた。以下あいさつ文。

本日は、第4回理事会を開催しましたところ、皆様方には、年度末の大変御多用な中、御出席をいただき、感謝申し上げます。また、平素から、本県のスポーツ振興並びに本会の諸事業の推進に格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生から丸3年が経過しましたが、今年度については、年間を通してほぼすべての事業を実施することができました。先月11日には、本県スポーツ少年団最大のイベントであります「大分県スポーツ少年団駅伝交流大会」を3年ぶりに開催し、61団から575名の選手が参加してくれました。当日は天候にも恵まれ、大変素晴らしい大会となりました。共催の大分合同新聞社様をはじめ、関係の皆様には改めて御礼を申し上げます。

また、国体については、既に冬季大会が開催され、参加した選手は「チーム大分」の一員とし

て精一杯の戦いをさせていただきました。次の戦いは、鹿児島特別国体の代表権をかけた九州ブロック大会となりますが、今年の九州ブロック大会は8年ぶりに本県での開催となります。地元開催ということで、地の利を活かし、1つでも多くの代表権を獲得したいと思っております。

あと半月で新年度となりますが、令和5年度は、競技力の向上はもとより、登録・認証制度が導入されました総合型地域スポーツクラブの今後の在り方や、中学校運動部活動の地域移行に関する事など、加盟団体や関係機関との連携をより緊密にし、諸課題の解決に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様方の一層の御支援・御協力をお願いいたします。

本日は、来年度の「運営方針」、「事業計画」、「収支予算」などについて御審議いただくこととしております。皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

3 議長選出

以下、進行の押田総務部長の説明

理事会規程第6条では、「理事会の議長は会長がこれにあたる」となっておりますので、麻生会長に議長をお願いいたします。

また、議事録署名につきましては、定款第37条に「出席した会長・副会長及び監事は議事録に記名押印する」となっておりますので、その旨よろしくをお願いいたします。

以下、議長による進行。

4 報告事項

以下の報告事項について渡邊事務局長より、説明がなされた。

- (1) 令和4年度事業報告について
- (2) 特別国民体育大会冬季大会成績について
- (3) 各種大会成績について
- (4) 公益財団法人スポーツ安全協会大分県支部の廃止について
- (5) 第1期中期経営計画（平成30年度～令和4年度）の達成状況（見通し）について

【(1) 令和4年度事業報告について】

それではレジュメ1ページ・2ページをご覧ください。1月19日（木）～3月10日（金）までの事業について報告するものです。抜粋して御報告いたします。

No. 7 2月9日（木）に、大分県スポーツ協会の表彰式を開催いたしました。表彰規定の改定に伴い、新たな区分での表彰を行いました。

No. 8 2月11日（土・祝）、新型コロナウイルス感染症の影響で2年連続中止となっておりました、スポーツ少年団駅伝交流大会を3年ぶりに開催することができました。県下各地から男女あわせて61団が参加し、駅伝を通じて交流をいたしました。

No. 1 1 2月24日（金）に、競技力向上委員会を開催し、令和5年度の強化指定等について協議いたしました。

No. 1 6 3月7日（火）に、スポーツ少年団常任委員会を、No. 1 7 3月10日（金）に、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会常任幹事会を、No. 1 8 同じく3月10日（金）に、スポーツ医科学委員会をそれぞれ開催し、令和5年度の事業計画等について協議を行いました。

【（2）特別国民体育大会冬季大会成績について】

次に、レジュメ3ページを御覧ください。

1月下旬、並びに2月中旬に開催されました特別国民体育大会冬季大会スケート競技会とスキー競技会での大分県選手団の成績です。スケート競技に1名、スキー競技会に10名の選手が出場し、御覧の通りの結果となっております。

【（3）各種大会成績について】

次に、レジュメ4ページを御覧ください。

各種大会成績については、第3回理事会で報告した以降の本県関係選手の主な大会成績を掲載していますので、御確認ください。今後3月下旬には、高校の選抜大会が続々と開催されますので、引き続き、本県関係チーム・選手の活躍を期待したいと思います。

【（4）公益財団法人スポーツ安全協会大分県支部の廃止について】

次に、レジュメ5ページを御覧ください。今回、本会内で、大分県内のスポーツ安全保険の加入受付業務を担っていた「公益財団法人スポーツ安全協会大分県支部」の廃止が決定したことから、役員の皆様に御報告するものです。

廃止の時期ですが、令和5年3月31日、令和4年度末をもって支部廃止となります。47都道府県全ての支部が廃止になります。廃止の理由ですが、スポーツ安全保険の加入手続きが、令和5年度からインターネット（WEB）での加入に一本化され、加入依頼書での受付が廃止となることから、これまで各都道府県支部で行っていた管理業務については本部に統合されることになったためです。

公益財団法人スポーツ安全協会との今後の関わりについて説明します。これまで、専務理事が支部長、事務局長が副支部長となり、専任職員1名を雇用しておりました。令和5年度から支部は廃止となりますが、業務委託契約を締結し、以下の業務を受託することになります。

①スポーツ活動等の普及奨励及び安全指導に関する業務

②スポーツ安全保険の普及に関する業務

令和5年度の委託経費は、4,718,000円で、令和4年度の支部予算とほぼ同等の予算となります。このことから、スポーツ安全協会大分県支部の専任職員は、大分県スポーツ協会書記として、引き続き雇用し、委託業務のほか、事務局の業務に当たることとしております。

令和6年度以降の委託経費については、スポーツ安全保険加入者数によって、変動する予定であることから、部活動の地域移行の状況も踏まえ、安全・安心なスポーツ環境の構築に向け、引き続きスポーツ安全保険の普及に、取り組んでまいりたいと思います。

【(5) 第1期中期経営計画（平成30年～令和4年度）の達成状況（見通し）について】

次に、レジュメ6ページをお開きください。この第1期中期経営計画については、平成23年に公益法人に移行して以来、赤字決算が続いた現状を踏まえ、財政基盤の確立に向けて、平成28年度第2回理事会で分担金改定を議決し、財務体制の改善を図るとともに、平成30年から5年間の期間に係る計画を策定したものです。

今年度は、計画最終年度になることから、目標の達成状況の見通しについて、御説明するものです。時間の関係もありますので、経常収益の合計数字で説明いたします。レジュメ8ページの上段を御覧ください。御覧の通り、令和4年度目標数値、2190万7千円に対し、令和4年度最終見込み額は、2379万1千円となり、達成率108.6%、額として、188万4千円の増収見込みです。要因としては、スポーツ少年団登録料及び自動販売機手数料は減収となりましたが、多くの方の御協力により、賛助会費の増収が大きく予定を上回ったことが挙げられます。また、スポーツ振興協力金（ゴルフ募金）についても、分配割合は落ちたものの、ゴルフ場利用者の増加により協力金の額が維持できていることも、この要因として挙げられます。

その下の、当期経常増減額（収支）と正味財産期末残高の状況をご覧ください。当初計画では毎年66万5千円程度の黒字決算を見込んでいましたが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による大会の中止や会議のオンライン化により、経常費用（支出）が減少し、結果的に5年間で1千万円超の黒字が発生しています。公益法人としては、収支相償に向けた収支計画が求められており、そのことを踏まえ、令和4年度は赤字決算の見込みです。

今後は、最終的な令和4年度決算状況を踏まえ、法人の財務体制強化に向けて、更なる自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。経営計画の更新にあたっては、財務体制のみならず公益法人としての将来ビジョンも含めた経営計画（案）を策定し、今後の理事会において提案させていただきます。

《麻生議長が、上記の件について議場に質疑を求めた》

《質疑無し》

5 議事

以下の議事について渡邊事務局長より、説明がなされた。

- 議案1 令和5年度運営方針及び専門委員会基本方針について
- 議案2 令和5年度事業計画について
- 議案3 令和5年度収支予算について
- 議案4 定款の変更について
- 議案5 特定資産（工藤秀明スポーツ奨励賞積立資産）の取り崩しについて
- 議案6 臨時評議員会の開催について

【議案1 令和5年度運営方針及び専門委員会基本方針について】

レジュメ9ページをお開きください。まず、令和5年度運営方針です。ねらい、基本方針は令

和4年度から変更はありません。

重点的取組として、3点を挙げています。まず1つ目は、特別国民体育大会での天皇杯目標得点の獲得に向けた競技力向上対策の推進です。目標得点については11ページを御覧ください。昨年11点届かなかった1000点を今年も目標得点として設定し、目標達成に向けて、競技力向上対策本部や競技団体、企業、学校等と連携し、競技力向上対策を推進していきます。

2つ目は、財政基盤の確立と財務体制の強化です。自主財源確保に向けて、賛助会の更なる拡充に取り組みます。

3つ目は、中学校運動部活動の地域移行に向けた関係機関・団体との連携による協力体制の整備です。中体連や競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等と連携を図り、課題を共有しながら、協力体制の整備に取り組みます。

次に、競技力向上委員会の基本方針です。10ページをご覧ください。内容は、令和4年度と同様です。この基本方針（案）を含め、11ページの特別国民体育大会での目標（案）、13ページ・14ページの「スポーツ大分パワーアップ事業実施要項（案）」、さらには、15ページ・16ページの令和5年度強化指定団体（案）及び強化指定選手（案）については、2月24日に開催した競技力向上委員会での協議を経て、本日理事会にお諮りするものです。

スポーツ大分パワーアップ事業の内容については、令和4年度から大きな内容の変更はございません。この内容で引き続き、効果的な競技力向上対策を推進していきたいと考えております。強化指定につきましては、昨年の指定をベースに、栃木国体をはじめ過去3大会の国体成績等を踏まえ、ランクの入れ替えや団体の入れ替え等をしております。個人指定につきましても、各選手の実績や栃木国体の成績を踏まえ、ランクの入れ替えや新規の指定をしております。

次に、スポーツ医科学委員会基本方針（案）です。17ページをご覧ください。こちらも、内容は令和4年度から変更ありません。こちらの内容についても、3月10日に開催しましたスポーツ医科学委員会での協議を経て、本日理事会にお諮りするものです。来年度も、この基本方針に基づき、医科学関係者とより一層の連携を図り、選手のサポート体制の整備や医科学における諸問題の解決に取り組みます。

次に、大分県スポーツ少年団基本方針（案）です。こちらも、基本的な内容は令和4年度と同様ですが、重点的取組を1つ追加しています。3つ目の項目です。令和6年度に、本県で「第47回全国スポーツ少年団剣道交流大会」を開催することから、この大会の成功に向け、組織や準備体制の整備をおこないます。なお、この基本方針（案）についても、スポーツ少年団常任委員会での協議を経て、本日理事会にお諮りするものです。

スポーツ少年団では、過去に本県で発生したハラスメント等の反倫理的行為の撲滅に向けた取組を強化するとともに、各市町村での体制整備や指導者の養成・資質向上に引き続き取り組んで参ります。

令和5年度運営方針及び専門委員会等基本方針については以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

《麻生議長が、上記の件について議場に諮った》

羽田野理事

9 ページの令和5年度運営方針の重点的取組について、中学校運動部活動の地域移行に向けた関係機関・団体との連携による協力体制の整備とありますが、競技団体としても、どのように関わっていけば良いかわからない状況です。スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブがどのように関わっているのか、競技団体としての関わり方を教えていただければ、連携による協力体制が構築できると思います。

渡邊事務局長

競技団体からもそのような意見を伺っています。先進事例として、競技団体が作ったクラブチームがあったり、総合型地域スポーツクラブが担っていたりと、事例等がスポーツ庁のホームページから確認することができるので御確認いただきたいと思います。あくまでも、重点的取組ですので、競技団体にこのようにしてほしいということは、今後検討していきたいと考えております。また、情報提供については、会議や研修会を通して行っていきたいと考えております。

石井理事

中学校の現場にいる立場として発言させていただきます。中学生の体力については二極化している現状があります。運動部活動が地域移行になると、週末に別の場所への送迎や、月謝の問題などが挙げられています。私の赴任している玖珠町の現状で言いますと、指導者の確保に苦戦をしている現状です。運動部活動に加入しても指導者がいないということにもなりかねません。練習場所に行く手段がない、困窮層に対しての経済的な面などの整備が必要になると思います。

《麻生議長が、上記の件について承認を議場に諮った》

《全会一致で承認された》

【議案2 令和5年度事業計画について】

レジュメ19ページ・20ページを御覧ください。令和5年度事業計画（案）でございます。1が、理事会・評議員会等の会議の計画、2が全国・九州関係の会議の計画、3～5が国民体育大会関係行事の計画になっています。なお、令和5年度は九州ブロック大会が大分県で開催されます。次に、6は専門委員会等の会議並びに事業の計画になります。③のスポーツ少年団関係は県内・九州・全国の会議の他、各種研修会や日独スポーツ同時交流、各種大会への派遣など、大変多くの事業を計画しております。④は総合型地域スポーツクラブ連絡協議会関係行事の計画、その他、7では本会主催会議の計画、8が日本スポーツ協会委託事業、9が表彰関係事業、10が広報関係事業、11が募金関係事業、12がその他の事業です。

記載の日程については、場合によっては変更せざるを得ない状況も出てくるかと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

来年度も多岐にわたり各種事業に取り組むこととしておりますが、一方で、行事に参加される競技団体関係者・教員の負担軽減や、本会職員の時間外勤務の短縮など、働き方改革を推進するための環境整備も喫緊の課題です。今後も行事の精選について、引き続き、検討を続けていきます。

いと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

《麻生議長が、上記の件について議場に質疑を求めた》

《質疑無し》

《麻生議長が、上記の件について承認を議場に諮った》

《全会一致で承認された》

【議案3 令和5年度収支予算について】

21ページをお開きください。この予算（案）については、現在、県議会において令和5年度予算について審議中でございますので、本日提示する予算案のうち、県からの補助金につきましては、県議会の議決を前提として提案するものであることを御了承願います。

それでは、慣例により、公益目的事業3事業と法人会計をまとめた、A3の概要版で説明させていただきます。まず、収入の部となる経常収益において、項目の右にある○数字は、それぞれの収入が、支出の部となる経常費用のどの会計のものであるかを記しているものです。複数の○数字がある項目は、それぞれの事業に振り分けられております。また、前年度予算額については第3回理事会において承認された補正後の予算です。

角カッコの大科目の金額で説明をさせていただきます。まず、経常収益（収入の部）です。

- 3行目 特定資産運用益 1千円
- 4行目 受取会費 1575万9千円
- 10行目 事業収益 1430万4千円
- 27行目 受取補助金等 2億5266万3千円
- 36行目 受取寄附金 620万円
- 43行目 雑収益 42万6千円
- 46行目 経常収益の合計額、2億8935万3千円で、前年比1808万8千円の減です。

国体の開催地が栃木から鹿児島、九州ブロック大会の開催地が熊本から大分に変更になったことにより、国体派遣費が減額となったこと、また、PCR検査の費用が大幅減になったことによるものです。

次に、経常費用（支出の部）です。

- 48行目 大分県スポーツ振興事業 2億3884万円
- 53行目 大分県スポーツ少年団事業 826万9千円
- 60行目 大分県スポーツ普及・表彰事業 341万2千円
- 67行目 公益目的事業3事業の事業管理費 3307万円
- 69行目 法人会計管理費 688万円
- 71行目 経常費用の合計額 2億9047万1千円で、前年比1853万3千円の減です。

経常収益同様の理由によるものです。収支差額となる当期経常増減額ですが、72行目～75

行目になります。スポーツ振興事業が、マイナス29万円、スポーツ少年団事業がマイナス39万3千円、普及・表彰事業がマイナス48万7千円、法人会計が、プラス5万2千円で、トータルでは、76行目111万8千円の赤字見込みの予算編成となっております。大きな要因としては、今年購入した公用車をはじめとした固定資産の減価償却費用の計上によるものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

《麻生議長が、上記の件について議場に質疑を求めた》

《質疑無し》

《麻生議長が、上記の件について承認を議場に諮った》

《全会一致で承認された》

【議案4 定款の変更について】

27ページをお開きください。今回、変更の提案をおこなう条文は、第4条、第24条、第26条、第37条です。変更の内容は、(1)～(4)に記載のとおりで、変更部分は赤字の部分です。

28ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず(1)第4条です。第4条は、本会が行う事業について定めているものです。今回、現行の(1)～(6)に加え、「(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業」を追加するものです。令和5年度から、スポーツ安全協会からの業務委託により、スポーツ安全保険の普及等の事業を行うこと、また、今後(1)～(6)によらない事業実施の可能性も踏まえ、柔軟な対応ができるように条文を追加するものです

次に、(2)第24条です。第24条は、役員の設置に関する規定です。第2項に規定している常務理事の人数を、10名から1名に変更、第3項では、代表理事となる副会長を1名以内とするため、副会長のあとに「の内の1名以内」を加えるものです。

常務理事の減については、現行の大分県スポーツ協会の体制の中で、常務理事となる皆さんに業務を分担していただくことは、実質的に難しく、公益法人法の規定に基づく業務執行状況の報告の在り方も課題となっていることから、見直しを図るものです。

また、第3項の変更併せて、代表理事となる副会長の選任に関する規定を、第4項に追加します。この変更追加によって、代表理事は最大5名から2名に、業務執行理事は、最大11名から2名になります。

次に、(3)第26条です。第26条は、理事の職務及び権限に関する規定です。第4項にある、「会長、副会長」の記載を、「代表理事」に変更するものです。この変更により、理事会において、自己の職務の執行状況の報告を行うのは、代表理事（会長と代表理事である副会長）と専務理事、常務理事の4名となります。これまでの規定では、最大16名が報告の対象となっておりましたが、かなりスリム化が図られると考えております。また、現体制において、専務理事は慣例により体育保健課長が兼務しており、事務局に常駐の理事がいない状況となっております。

公益法人としての体制を整えるためには、1名の常務理事については、県スポーツ協会事務局長が就任し、事務局長兼常務理事という体制をとることで、機動性も高まると考えております。

次に、第37条です。第37条は、議事録に関する規定です。議事録への記名押印について、現行の「会長・副会長」の記載を「代表理事」と変更します。この変更により、議事録への署名については、代表理事2名と監事が対象となるものです。現行の役員体制の実態に併せて、このように変更することが望ましいと考えております。

最後に、附則です。変更後の定款の施行日についてですが、第4条の変更については、新年度事業開始となる、令和5年4月1日付けで施行することとし、それ以外の第24条、第26条、第37条の変更後の規定については、令和5年度第1回理事会開催日である令和5年5月17日付けでの施行とすることについて、併せて御提案いたします。

なお、各条文の変更後の文言及び施行日の取扱いについては、本会の登記業務をお願いしている司法書士の指導の下に作成していることを申し添えます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

《麻生議長が、上記の件について議場に質疑を求めた》

《質疑無し》

《麻生議長が、上記の件について承認を議場に諮った》

《全会一致で承認された》

【議案5 特定資産（工藤秀明スポーツ奨励賞積立資産）の取り崩しについて】

レジュメ29ページを御覧ください。まず、

- 1 該当資産は、工藤秀明スポーツ奨励賞積立資産です。
- 2 現在の資産の金額は、160万5183円です。
- 3 今回の取り崩し額は、資産全額の160万5183円です。
- 4 今回の取り崩しの理由についてですが、前回の理事会で報告させていただいた通り、工藤秀明スポーツ奨励賞の終了により、資産の使用目的がなくなったことが理由です。
- 5 取り崩し後の取扱いについては、全額を流動資産（現金預金）として計上した上で、国民体育大会等における応援用の横断幕等の作成費用として活用させていただきたいと考えております。掲載の写真は、現在、国体での各会場での応援や関係行事等で活用している、横断幕です。この横断幕は、2008年の大分国体開催時に、総合開会式で使用したものを譲り受けたものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

《麻生議長が、上記の件について議場に質疑を求めた》

《質疑無し》

《麻生議長が、上記の件について承認を議場に諮った》

《全会一致で承認された》

【議案6 臨時評議委員会の開催について】

30ページを御覧ください。評議員会を開催する場合は、理事会において、日時及び場所並びに議事に付すべき事項を理事会において決定したうえで、会長が招集することとなっております。今回、役員改選に伴い、理事・監事の選任が必要となることから、その日時及び場所並びに議事内容について、ご提案するものです。ご審議よろしくお願いいたします。

《麻生議長が、上記の件について議場に質疑を求めた》

《質疑無し》

《麻生議長が、上記の件について承認を議場に諮った》

《全会一致で承認された》

6 その他

以下について渡邊事務局長より、説明がなされた。

- (1) 役員改選に伴う関係書類の提出について
- (2) 令和4年度賛助会員加入状況について

【(1) 役員改選に伴う関係書類の提出について】

前回の理事会でお知らせの通り、令和5年度は役員改選期となっており、一旦全役員に辞任していただくことになることから、事前に送付させていただいた辞任届の提出をお願いいたします。なお、現役員で、今後の臨時理事会及び役員等推薦委員会において、次期理事候補者となられた方には、後日、就任届等の関係書類の提出をお願いすることとなります。就任に伴う提出書類については、改めて御連絡をさせていただきます。

【(2) 令和4年度賛助会員加入状況について】

レジュメ31ページをお開きください。3月13日時点の賛助会員加入状況です。前回の第3回理事会での報告から、法人が4件、個人が1件増えております。また、記載の3/13以降に法人がさらに3件増え、本日時点で法人会員159件、個人会員150件、前年と比較し、法人が13件増、個人が7件減となりました。賛助会費総額は、前年比34万5千円増の640万円です。右側に一覧を載せておりますが、理事の皆様をはじめ、多くの皆様の御理解御協力に改めて感謝申し上げます。来年度も引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

《麻生議長が、上記の件について議場に質疑を求めた》

《質疑無し》

7 閉会のことば

押田総務部長が閉会のことばを述べた。

令和5年3月16日

会 長 麻 生 益 直

副会長 岡 本 天 津 男

監 事 村 上 幸 生

監 事 香 下 秀 美